

福山市高齡者帯状疱疹予防接種実施要領

2026年度（令和8年度）

目 次

1	予防接種の種類	P 1
2	実施期間	
3	接種の場所	
4	対象者の確認	
5	接種の回数・接種間隔	P 3
6	予防接種料金（個人負担金）	P 4
7	予診の方法	P 5
8	接種不適當者及び接種要注意者	
9	予診票への署名について	P 6
10	施設入所者について	
11	他の予防接種との接種間隔・同時接種	P 7
12	高齡者帯状疱疹予防接種に使用するワクチン等について	
13	予防接種の実施	
14	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種の機会を逸した者への特例について	P 8
15	予防接種後副反応疑い報告について	P 9
16	予防接種に係る間違いの防止について	P 10
17	他市町村住民の接種について	
18	予防接種の実施報告について	P 11
19	その他	P 13
20	資料等	P 14

福 山 市

1 予防接種の種類

高齢者带状疱疹予防接種

带状疱疹は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）のB類疾病に位置づけられ、その予防接種は個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として行うものであり、集団発生を防ぐものではありません。接種を受ける法律上の義務はなく、対象者が自らの意思で接種を希望する場合にのみ予防接種を行うものです。

2 実施期間

2026年（令和8年）4月1日（水）～2027年（令和9年）3月31日（水）

3 接種の場所

実施協力医療機関（個別接種）

接種を希望する者が寝たきり等の理由から、医療機関内において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反应对策等の十分な準備がなされた場合に限り、巡回診療として実施協力医療機関に所属する医師により対象者の自宅、入所施設、入院施設等で予防接種を実施することは差し支えありません。

なお、医療機関以外の場所で接種を実施する場合には、国が定める「定期接種実施要領」の「14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」の記載内容に順じ、必要な安全措置を実施してください。

4 対象者の確認

(1) 対象者

福山市に住民票のある人で、次の①・②のいずれかに該当し、本人による接種希望の意思確認が得られた者です。

① 今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者
(対象者一覧表を参照してください。)

※ 2025年度（令和7年度）から5年間の経過措置による対象者。

※ 今年度中に101歳以上となる者は定期接種の対象者ではありません。（2025年度（令和7年度）のみの対象者であったため。）

② 60歳以上65歳未満の者（年齢は、接種日時点のものとし、）であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ者：資料①「機能障がいの程度」に該当することを次の(ア)～(ウ)いずれかの方法により確認した後、接種を行ってください。

(ア) 機能障がいを診てもらっている医師による確認

(イ) 身体障がい者手帳による確認

(ウ) 機能障がいを診てもらっている医師の意見書・診断書による確認

※ 他のB類疾病（高齢者を対象とする予防接種）とは、対象となる障がい異なりますので注意してください。

なお、带状疱疹にかかったことのある者については、定期接種の対象となりますが、過去に任意接種として带状疱疹ワクチンの接種が完了している者（生ワクチンを1回接種又は組換えワクチンを2回接種済みの者）は、原則として定期接種の対象とはなりません。ただし、「予防接種を行う必要がある」と医師に判断され、福山市が認めた場合は対象となりますので、該当の場合は、保健予防課にお問い合わせください。

また、過去に任意接種として組換えワクチンを1回接種している者については、原則として組換えワクチンによる残りの1回のみが定期接種の対象となります。（この場合、原則として生ワクチンを接種することはできません。）

【2026年度（令和8年度）の対象者一覧表】

年齢	対象者の生年月日
65歳	1961年（昭和36年）4月2日～1962年（昭和37年）4月1日生まれの者
70歳	1956年（昭和31年）4月2日～1957年（昭和32年）4月1日生まれの者
75歳	1951年（昭和26年）4月2日～1952年（昭和27年）4月1日生まれの者
80歳	1946年（昭和21年）4月2日～1947年（昭和22年）4月1日生まれの者
85歳	1941年（昭和16年）4月2日～1942年（昭和17年）4月1日生まれの者
90歳	1936年（昭和11年）4月2日～1937年（昭和12年）4月1日生まれの者
95歳	1931年（昭和6年）4月2日～1932年（昭和7年）4月1日生まれの者
100歳	1926年（大正15年）4月2日～1927年（昭和2年）4月1日生まれの者

長期療養が必要な疾病などで定期の予防接種の機会を逸した者に対する特例

長期療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種（ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を除く。）を受けることができなかつたと認められる場合は、その事情がなくなった日から2年間（高齢者肺炎球菌及び带状疱疹予防接種については1年間）は、特例として定期の予防接種を受けることができます。

※ 事前に手続きが必要です。

※ 詳細については、「14 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種の機会を逸した者への特例について」を参照してください。

(2) 対象者の確認方法

接種前には接種を希望する者から、次に掲げる【本人確認書類】及び【予防接種済証兼接種歴管理票】の提示を求め、年齢、住所及び持参物から対象者であることを慎重に確認してください。

【本人確認書類】

マイナンバーカード、各種健康保険資格確認書、運転免許証又は住民票などの住所・年齢を確認できる書類

【予防接種済証兼接種歴管理票（資料②-1）】

①の対象者に対し、2026年（令和8年）6月頃に福山市から郵送により送付し、接種時に医療機関へ持参するよう案内しています。医療機関において、接種時には必ず「予防接種済証兼接種歴管理票」により接種回数を確認してください。なお、6月の一斉発送を待たず、4月、5

月中の接種希望がありましたら、個別に対応しますので、希望者から福山市に連絡するようお願いください。

②の対象者については、本人からの申請に基づき福山市から「予防接種済証兼接種歴管理票」を発行します。なお、60歳以上65歳未満の者については、「予防接種済証兼接種歴管理票」を持参している場合でも、接種時に②の対象者に該当するか否かを確認いただき、該当する場合にはのみ接種を行ってください。

接種時に「予防接種済証兼接種歴管理票」の持参を忘れていた場合には、原則として接種は行わず、持参時に改めて接種する取扱いとしてください。また、接種後は「予防接種済証兼接種歴管理票」への接種歴の記録を確実に行ってください。加えて、「予防接種済証兼接種歴管理票」を紛失した対象者については、福山市に対し再発行の申請を行うよう御案内ください。

なお、任意接種の接種歴については、福山市が把握していないため、かかりつけ医等において診療録による確認をお願いします。

5 接種の回数・接種間隔

(1) 生ワクチンの場合

1人につき実施期間内に1回（皮下接種）とします。

(2) 組換えワクチンの場合

1人につき実施期間内に2回（筋肉内接種）とします。

接種間隔については次のとおりです。

区分	標準的接種間隔	法定接種間隔
1回目	—	—
2回目	1回目接種から2か月以上6か月に至った日の翌日まで	1回目接種から <u>2か月以上</u>
	(例) 7月1日に1回目を受けた場合は、 9月1日～1月1日までの間 7月31日に1回目を受けた場合は、 10月1日～2月1日までの間	(例) 7月1日に1回目を受けた場合は、 9月1日以降 7月31日に1回目を受けた場合は、 10月1日以降

※ 疾病又は治療により免疫不全であるもの、免疫機能が低下したもの又は免疫機能が低下する可能性があるもの等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1か月以上の間隔を置けば接種することができます。

※ 接種間隔の計算について、1か月＝4週（2か月＝8週）ではありません。（例）の間隔に倣ってください。

※ 実施期間外の接種は、定期接種とはなりません。（【例】今年度の接種対象者の2回目の接種が2027年（令和9年）4月1日以降となった場合など。）

※ 带状疱疹ワクチンの交接種は認められないため、1回目に組換えワクチンを接種したものが、2回目として生ワクチンを接種することはできません。

※ 1回目の接種から6か月までに2回目の接種をすることが望ましいですが、実施期間内であれば、6か月を超えた場合も定期接種として接種することができます。

6 予防接種料金（個人負担金）

(1) 生ワクチンの場合：1件につき3,100円とします。

(2) 組換えワクチンの場合：1件につき7,800円とします。

（2回接種の合計は15,600円になります。）

※ (1)・(2)いずれの場合も予防接種を行った際に徴収した個人負担金の領収書は、実施協力医療機関がそれぞれの定める様式（レシート等）により発行してください。

(3) 個人負担金免除について

次の①・②・③のいずれかに該当し、【証明書】を提示した場合は個人負担金免除となります。

（以下、①・②・③の個人負担金免除者を「低所得者」といいます。）

※ 【証明書】の提出、医療機関での回収は不要です。提示された【証明書】を確認し、予診票（資料②-2）の確認項目欄へ記入してください。（資料②-3参照）

【個人負担金免除者】	【証明書】
① 市民税非課税世帯の世帯員	<p>① 介護保険の「納入通知書（保険料額決定通知書又は保険料額変更通知書）…資料③-1又は資料③-2 （保険料段階が第1～3段階に限る。） ※保険料段階が第4段階以上の人も市民税非課税世帯の場合があります。該当する方は②又は③で確認してください。</p> <p>又は</p> <p>② 後期高齢者医療資格確認書…資料③-3 （適用区分の欄に「区Ⅰ」又は「区Ⅱ」と記載されており、接種日時点で、有効であるものに限る。） ※ <u>後期高齢者医療のものに限ります。</u>（国保等は対象外） ※ <u>マイナンバーカード（マイナ保険証）でのオンライン資格確認で上記の資格及び適用区分（「低Ⅰ」又は「低Ⅱ」）の確認ができた場合、原本の提示を省略することができます。</u></p> <p>又は</p> <p>③ 市民税非課税世帯の「証明書（医療機関用）」…資料③-4 （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>
② 生活保護法による生活保護受給者	<p>④ 休日・夜間等受診票…資料③-5 （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>
③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	<p>⑤ 写真付の本人確認証…資料③-6 （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>

7 予診の方法

- (1) 接種前診察（問診、検温、視診、聴診等）は全員に実施してください。対象者が自宅等で検温している場合でも、医療機関において再度検温してください。
- (2) 予診票の「医師記入欄」の「医師署名又は記名押印」の箇所は、原則として予診を行った医師が自筆で署名してください。なお、ゴム印等で記名する場合は、必ず医師の押印を行ってください。（予診票最下段の実施医療機関名等の欄の医師名については、ゴム印の記名のみで可）
- (3) 予診票は当該年度以外のものを使わないでください。

8 接種不適合者及び接種要注意者

- (1) 接種不適合者（接種を受けることができない者）
次の各号に掲げる者は、予防接種を受けることができません。
 - ① 带状疱疹生ワクチンについては、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者（組換えワクチンについては、免疫の状態に関わらず接種可能です。）
 - ② 接種当日、明らかな発熱（一般的に予診時の体温が37度5分以上であることを指す。）を呈している者
 - ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ④ 带状疱疹に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - ⑤ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

※ 接種不適合者に予防接種を行った場合、当該予防接種は市が実施する高齢者带状疱疹予防接種の対象になりません。
- (2) 接種要注意者（接種の判断を行うに際し、健康状態及び体質を勘案し、注意して接種する者）
 - ① 带状疱疹生ワクチンについては、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた者は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた者は治療後6か月以上を置いて接種すること。
 - ② 带状疱疹組換えワクチンについては、筋肉内に接種するため、血小板減少症や凝固障がい
を有する者、抗凝固療法を実施している者
 - ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者
 - ④ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - ⑤ 過去にけいれんの既往のある者
 - ⑥ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - ⑦ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - ⑧ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

※ なお、接種要注意者の場合、対象者の健康状態及び体質を勘案して慎重に接種の可否を判断し、予防接種を行う際には対象者に対して、改めて予防接種の効果や副反応などについて適切な説明を行い、対象者が十分に理解したうえで接種希望であることを確認し、文書による同意を確実に得る必要があります。

9 予診票への署名について

B類疾病の予防接種は、接種を受ける法律上の義務がなく、対象者本人の意思で接種を希望している場合に実施するものとなります。よって、対象者本人の意思確認を確実にを行い、予防接種の実施に関して文書(予診票)による同意を得た場合に限り予防接種を実施することができます。

- ① 予防接種の実施に当たっては、事前に説明書等により、有効性、接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての適切な説明を行い、対象者がその内容を十分に理解したことを確認してください。
- ② 対象者は、医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に署名することになります。予診票に署名しなければ接種を行うことはできないので注意してください。
- ③ 対象者の意思を確認することが困難な場合は、家族等又はかかりつけ医の協力により対象者の意思を確認することが認められます。しかし、対象者本人が接種を希望していない場合、また明確に対象者の意思を確認できない場合には、法に基づいた予防接種を行うことはできません。
 - (ア) 対象者が署名できる場合：対象者本人が「本人署名」欄に署名します。(記載例は、資料②-4)
 - (イ) 対象者が署名できない場合：代筆者が「本人署名」欄に対象者の名前を代筆記名し、「代筆者名前」及び対象者との「続柄」を記入します。(記載例は、資料②-5。代筆者については、資料④「代筆について」を参照)
- ④ 視覚障がい者等における予診票の記入について
 - (ア) 予診票の「本人署名」欄に対象者が署名しがたい場合、代筆で対応してください。なお、「本人署名」欄以外の予診票の「住所・名前・生年月日・年齢・電話番号・性別」及び「質問事項」等については、聞き取りをして実施協力医療機関の従事者等が記入しても構いません。
 - (イ) 代筆によりがたい場合は、保健予防課と個別協議するものとします。

10 施設入所者について

施設入所中の対象者については、施設長等の判断で一律に接種を行うのではなく、対象者の意思を個別に確認したうえで、接種を希望する者に対してのみ接種を行うこととなります。

1.1 他の予防接種との接種間隔・同時接種

(1) 生ワクチンの場合

带状疱疹生ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種は、27日間以上の間隔を置いてください。

(例) 7月1日に带状疱疹生ワクチンを接種した場合、他の生ワクチンを接種できるのは7月29日(4週間後の同じ曜日の日)以降となります。

(2) 組換えワクチンの場合

带状疱疹組換えワクチンについては、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

(3) 同時接種について

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

1.2 高齢者带状疱疹予防接種に使用するワクチン等について

- ① 本事業で使用する带状疱疹ワクチン及び接種用具等(以下「ワクチン等」という。)は、医療機関が卸業者から直接購入して御用意ください。
- ② 本事業で使用する带状疱疹ワクチンは次のとおりです。
 - ・带状疱疹生ワクチン(阪大微研):1回(皮下に接種)
 - ・带状疱疹組換えワクチン(GSK社):2回(筋肉内に接種)

【注意事項】

带状疱疹生ワクチンは、乳幼児水痘予防接種で使用するワクチンと同じものです。ワクチンを注文する際は、それが高齢者带状疱疹予防接種用のものであることを注文先業者に必ず教えてください。

また、接種の際に、誤って乳幼児定期予防接種用のワクチンを使用することがないように、分けて管理いただきますようお願いいたします。

- ③ 予診票は、「予防接種済証兼接種歴管理票」とあわせて対象者に対し福山市から個別に送付しますので、接種時にはその予診票を持参するよう御案内ください。なお、「予防接種済証兼接種歴管理票」の持参を忘れていた場合には、接種を行わない対応をお願いしておりますが、予診票のみの持参忘れについては、福山市のホームページからダウンロードして印刷し、御使用いただくことも可能です。
- ④ 予防接種の説明書(資料②-6)についても「予防接種済証兼接種歴管理票」とあわせて対象者に対し福山市から個別に送付します。

1.3 予防接種の実施

- ① 法、法施行令(昭和23年政令第197号)、法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)及び予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)等(以下「法令等」という)を確認の上、接種を実施してください。

- ② 国が定める「定期接種実施要領」の「12 接種時の注意」に順じ、予防接種を行うに当たって遵守する事項に則って接種を行ってください。
- ③ 対象者に「予防接種済証兼接種歴管理票」の提示を求め、必ず接種歴を確認してください。接種時に「予防接種済証兼接種歴管理票」の持参を忘れていた場合には、原則として接種は行わず、持参時に改めて接種する取扱いとしてください。
- ④ ワクチン等の使用に当たっては、その種類、添付文書、有効期限内であること及び異常のないことを確認してください。
- ⑤ 接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認してください。
- ⑥ 帯状疱疹生ワクチンを使用する場合は、1回0.5mLを皮下に注射してください。
- ⑦ 帯状疱疹組換えワクチンを使用する場合は、1回0.5mLを2月以上、標準的には2月の間隔を置いて2回筋肉内に注射してください。なお、当該方法をとることができない場合でも1回目の接種から6月までに2回目の接種を完了することが望ましいとされています。また、接種部位は、原則として上腕の三角筋部とし、同一部位に反復して接種することは避けてください。
- ⑧ 予診票は、福山市が対象者に送付している所定のものを使用してください。
- ⑨ 接種後は、「予診票」にワクチン名・ロット番号・実施医療機関名・医師名・接種年月日を記入してください。ワクチン名・ロット番号欄については、記入に代えてロット番号が記載されたシールを貼付しても構いません。また、「予防接種済証兼接種歴管理票」に、接種したワクチンの種類、接種年月日、ワクチンメーカー名、ワクチンロット番号、実施医療機関名を記入してください。ワクチンロット番号については、記入に代えてロット番号が記載されたシールを貼付しても構いません。
- ⑩ 記入した「予防接種済証兼接種歴管理票」を被接種者に交付してください。また、1回目に帯状疱疹組換えワクチンを接種した場合は、次回の接種時に「予防接種済証兼接種歴管理票」を必ず持参するよう御案内ください。

1.4 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種の機会を逸した者への特例について

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の厚生労働省令に規定する特別の事情により、定期予防接種（ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を除く。）を受けることができなかつたと認められる場合は、その事情がなくなった日から2年間（高齢者肺炎球菌及び帯状疱疹予防接種については1年間）は、特例として定期予防接種を受けることができます。（事前の手続きが必要）

【厚生労働省令に定める特別の事情】

- ① 次の（ア）から（ウ）までに掲げる疾病にかかったこと。（やむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）
 - （ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

(イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

(ウ) ア又はイの疾病に準ずると認められるもの。

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表(資料⑦-2裏面)に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の判断の下、行われるべきものである。

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと。(やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合に限る。)

③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められるもの。

④ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと。(やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。)

※ ④に該当するか否かについては、保健予防課と協議して決定するものとします。

【実施方法】

① 対象者は、事前に別紙の資料⑦-1「定期予防接種(特例)申請書」及び資料⑦-2「意見書(長期療養疾病等による定期予防接種の特例措置)」を福山市に提出します。

② 特例の対象者となる場合、福山市が「証明書」を対象者へ交付します。

③ 特例として定期予防接種を実施する場合は、必ず対象者から「証明書」の提示を受け、有効期限等を確認してください。

④ 実施した予防接種の予診票は、通常の予診票と併せて月ごとの実施報告時に福山市に提出してください。その際、予診票の余白に「長期療養疾病対象者」と記入してください。

⑤ 実施報告の際は、該当の予診票を実施件数に含め、提出期限までに、各提出先へ提出してください。

【対象となる期間】

特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間です。

1.5 予防接種後副反応疑い報告について

法の規定による副反応疑い報告については、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知)を参照に、報告基準を満たす予防接種に起因する疑いのある副反応を診断した場合は、速やかに電子報告システムを用いて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構([URL:https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html](https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html))に報告してください。

なお、電子的な報告が困難な場合は、予防接種の種類に関わらず次の書類を用いて、FAX(FAX番号:0120-176-146)により同機構に報告を行ってください。

また、機構への報告に際し、福山市への連絡は不要です。記入・作成に当たっては「予防接種後副反応疑い報告書記入要領」(資料⑤-1)を参照してください。

・ 「予防接種後副反応疑い報告書(資料⑤-2)」及び「予防接種後副反応疑い報告書報告基準(資料⑤-2の裏面)」、加えて、診断した副反応について、次の症状が疑われる場合に

は、上記の報告書等に加え、それぞれの調査票も併せて作成し、報告してください。

- 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）の場合には「急性散在性脳脊髄炎（ADEM）調査票（資料⑤-3）」、ギラン・バレ症候群（GBS）の場合には「ギラン・バレ症候群（GBS）調査票（資料⑤-4）」、血栓症（TTS）の場合には「血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）（TTS）調査票（資料⑤-5）」、心筋炎の場合には「心筋炎調査票（資料⑤-6）」及び心膜炎の場合には「心膜炎調査票（資料⑤-7）」（心筋炎及び心膜炎がともに疑われる場合にあっては、心筋炎調査票及び心膜炎調査票の両方を作成して報告してください。）

1.6 予防接種に係る間違いの防止について

法令やワクチンの添付文書の説明事項等を守らずに予防接種を実施したことによって健康被害が生じたときには、接種を行った医師や医療機関の責任を問われる場合があることに留意してください。

【予防接種に係る間違い発生時の対応について】

誤った用法用量での接種や有効期限切れワクチンの接種など、予防接種に係る間違いが発生した場合は、速やかに間違いの概要を保健予防課へ電話（TEL：084-928-1127）で報告するとともに、「予防接種に係る誤接種報告書（資料⑥）」を御提出ください。また、被接種者への説明及び健康観察等の対応をお願いします。報告後の処理は、改めて保健予防課から連絡します。

なお、2013年（平成25年）4月1日より厚生労働省の定期接種実施要領において、重大な健康被害につながる恐れのある予防接種の間違いについては、市を通じて国に報告することが義務付けられていますので、御留意ください。

1.7 他市町村住民の接種について

福山市民以外の予防接種については、原則、「広域予防接種券」又は「予防接種依頼書」が必要となります。接種希望者の住所地（住民票のある市町村）を確認して実施してください。

詳細は次の表のとおり。

被接種者	被接種者の提出書類	接種料金	被接種者の負担	使用するワクチン	請求・報告先
広島県内の住民					
広域化予防接種事業参加市町の住民	(※)予防接種券 (高齢者帯状疱疹)	住民票のある市町が定めた料金	[患者負担額]の金額 (予防接種券に記載)	医療機関が購入	予防接種券に記載されている「患者負担額」の欄の金額を徴収、予防接種券、予防接種請求書を国保連に提出 ※福山市への報告は不要

広域化予防接種事業に未参加市町の住民	医療機関宛の 依頼書	医療機関が定めた料金	実費 (ワクチン代含む)		被接種者から実費を徴収、依頼のあった市町へ予診票を送付 ※福山市への報告は不要
広島県外の住民	医療機関宛の 依頼書	医療機関が定めた料金	実費 (ワクチン代含む)	医療機関が購入	被接種者から実費を徴収、依頼のあった市町村へ予診票を送付 ※福山市への報告は不要

● (※)予防接種券の取り扱いができる医療機関は広島県広域化予防接種事業受託医療機関に限る。

(1) 注意点

- ① 広域化予防接種受託医療機関として予防接種の実施を希望される医療機関は、広島県医師会地域医療課 (Tel: 082-568-1511) へ連絡してください。(既に広域化予防接種受託医療機関として予防接種を実施している医療機関は、改めての連絡は不要です。)
- ② 広域予防接種委託料については、国保連合会が審査支払を行いますので、広域予防接種請求書に広域予防接種券と予診票を添えて、国保連合会へ提出(請求)してください。(福山市への報告は不要です。)
- ③ 広域予防接種及び予防接種依頼書に基づく予防接種による健康被害への対応については、予防接種券又は予防接種依頼書を発行した被接種者の住民票のある市町村が行います。
- ④ 予防接種依頼書を被接種者が持参した場合は、実費での接種となるため、被接種者からはワクチン代等を含めた接種料金(医療機関で定める任意の料金)を徴収してください。
- ⑤ 予防接種依頼書の持参者に係る接種の報告は、予防接種実施医療機関から、依頼のあった市町村の担当部署へ直接行ってください。(福山市への報告は不要です。)

(2) 福山市民以外の高齢者带状疱疹予防接種の対象者で、予防接種券又は依頼書の提出がなかった場合の取扱い

被接種者に対し、住所地(住民票のある市町村)の予防接種担当窓口へ、住所地以外の市町村での接種を希望する旨を申し出るよう伝えてください。(被接種者は、住所地の市町村長から予防接種券又は予防接種依頼書の発行を受け、それが手元に届き次第、医療機関に提出して接種を行います。)

18 予防接種の実施報告について

(1) 実施協力医療機関は、「高齢者定期接種実施報告書」(別紙1)に接種件数を低所得者及び低所得者以外に分けて記入のうえ、予診票と併せて次表のとおり提出してください。

また、「予診のみ(予診の結果、接種を見合わせた場合。その後、診療に移行したものを含む。)」についても、委託料の支払対象となりますので、接種済みの予診票と併せて、接種を見合わせた者の予診票を提出してください。ただし、「予診のみ」で委託料の支払対象となるのは、1人につき1日1回のみです。

なお、記入方法については、「高齢者定期接種実施報告書」の裏面を参照してください。

提出期限	接種月の翌月10日まで ただし、3月実施分については3月31日まで
提出先	福山市医師会加入実施協力医療機関 ⇒ 福山市保健所 保健予防課 医師会に加入していない実施協力医療機関 ⇒ // 松永沼隈地区医師会加入医療機関のうち (内海町、沼隈町内の実施協力医療機関) ⇒ 沼隈支所保健福祉担当 (その他の実施協力医療機関) ⇒ 松永保健福祉課 府中地区医師会加入実施協力医療機関 ⇒ 北部保健福祉課 深安地区医師会加入医療機関のうち (神辺町内の実施協力医療機関) ⇒ 神辺保健福祉課 (加茂町内の実施協力医療機関) ⇒ 北部保健福祉課 ※郵送で提出する場合 → 保健予防課 (TEL: 928-1127) (所属医師会等に関わらず) 〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号
提出書類	① 高齢者定期接種実施報告書 (別紙1) ② 予診票 ⇒ ※接種件数と枚数を照合 ※接種済みの予診票と予診のみの予診票は、分けて提出してください。
備考①	・提出期限までに実施報告書の提出がない場合は、前月の接種実績なしとみなして処理を行います。 ・請求漏れが見つかった場合、直近の接種分と併せて提出してください。(ただし最終報告期限は、2027年(令和9年)3月31日とします。) ・ 最終報告(2027年3月報告分)については、接種件数が0件でも必ず実施報告書を提出してください。
備考②	・他のB類定期予防接種(高齢者肺炎球菌、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種)と同時接種を予定していた場合の「予診のみ」の取扱いについては、 併せて1件として委託料の支払対象となります ので、次のとおり報告を行ってください。 ① 高齢者肺炎球菌予防接種を含む計2～4件の同時接種を予定していた場合→「高齢者肺炎球菌」の欄に件数を記入し、報告してください。 ② 高齢者肺炎球菌予防接種を除き、高齢者帯状疱疹予防接種を含む計2～3件の同時接種を予定していた場合→「高齢者帯状疱疹」の欄に件数を記入し、報告してください。 ③ 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の計2件の同時接種を予定していた場合→「高齢者インフルエンザ予防接種」の欄に件数を記入し、報告してください。 ※ 同時接種を予定していなかった場合は、それぞれの予防接種の欄に件数を記入し、報告してください。

(2) 市は、提出された実施報告書・予診票について審査し、不備等があったものについては、実施協力医療機関に修正・再提出を求めます。

- (3) 本予防接種に係る委託料は、予防接種業務及び委託料支払に関する代理受領契約に従い、2026年度（令和8年度）予防接種委託料単価表（別紙2）の委託料単価のとおり毎月の報告、審査終了後に速やかに、医師会加入実施協力医療機関については各医師会に対して、その他の実施協力医療機関については直接支払うものとします。

19 その他

- (1) この実施要領によるほか、その他の詳細については、法令等、「定期接種実施要領」及び「B類疾病予防接種ガイドライン」を参考に実施することとします。
- (2) 個人負担金の免除に必要な証明書類は、次のとおり取得できます。
- ・介護保険の「納入通知書（保険料額決定通知書又は保険料額変更通知書）」（資料③-1又は資料③-2）、「休日・夜間等受診票（資料③-5）」及び「写真付の本人確認証（資料③-6）」は、それぞれの制度の対象者に交付されているものです。
 - ・「後期高齢者医療資格確認書（資料③-3）」は、後期高齢者医療制度の被保険者全員に交付されていますが、適用区分欄に記載があるのは、事前に申請している人のみです。記載がない場合は、マイナンバーカード（マイナ保険証）でのオンライン資格確認を利用して確認することもできます。
 - ・市民税非課税世帯の「証明書（医療機関用）」（資料③-4）は、実施期間中、福山市の税証明担当窓口及び保健予防課において平日8時30分～17時15分（交流館は9時～12時）の間に対象者へ無料で発行されます。
- (3) 被接種者本人と予診医師が同一である場合は、予診の客観性が担保できず、本市の定期接種としての取扱いができません（任意接種扱いとなります。）ので、ご注意ください。

その他不明な点は、保健予防課（TEL：084-928-1127）へお問い合わせください。

20 資料等

- 別紙1 高齢者定期接種実施報告書
- 別紙2 2026年度（令和8年度）予防接種委託単価表
- 資料① 機能障がいの程度
- 資料②-1 予防接種済証兼接種歴管理票 ※見本
- 資料②-2 予診票 ※見本
- 資料②-3 予診票記入例（証明書確認項目欄について）
- 資料②-4 予診票記入例（被接種者本人が署名する場合）
- 資料②-5 予診票記入例（代筆者が記名する場合）
- 資料②-6 説明書 ※見本
- 資料③-1 介護保険の「納入通知書（保険料額決定通知書）」
- 資料③-2 介護保険の「納入通知書（保険料額変更通知書）」
- 資料③-3 「後期高齢者医療資格確認書」※見本
- 資料③-4 「証明書（医療機関用）」※見本
- 資料③-5 休日・夜間等受診票（生活保護の方）※見本
- 資料③-6 写真付の本人確認証（中国残留邦人等の方）※見本
- 資料④ 代筆について
- 資料⑤-1 予防接種後副反応疑い報告書記入要領（別表 各症状の概要を含む）
- 資料⑤-2 予防接種後副反応疑い報告書 ※裏面に予防接種後副反応疑い報告書報告基準
- 資料⑤-3 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）調査票
- 資料⑤-4 ギラン・バレ症候群（GBS）調査票
- 資料⑤-5 血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）（TTS）調査票
- 資料⑤-6 心筋炎調査票
- 資料⑤-7 心膜炎調査票
- 資料⑥ 予防接種に係る誤接種報告書
- 資料⑦-1 定期予防接種（特例）申請書
- 資料⑦-2 意見書（長期療養疾病等による定期予防接種の特例措置）